

社会福祉法人 憲章会

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人憲章会（以下「この法人」という。）定款第九条、第二三条及び定款細則七条の規定にもとづき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定が要請する、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条にもとづき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13項で定める報酬、賞与その他その名称のいかんを問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用と明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行の伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等と明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、勤務形態に応じて次の通り職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤理事については、報酬、賞与及び常勤役員退職慰労金規程に基づく退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員については、業務に応じた報酬を支給するとともに、非常勤役員・評議員等退任手当規程に基づく退任手当を支給する。

(定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬年額及び期末決算賞与の額は、別表1「常勤役員の

報酬等」のうちから、理事長が理事会の決議を経て、定めるものとする。

この法人の常勤役員の退職慰労金は、別表第1に定める算式により算出される額とする。

2 理事長を除く非常勤役員、評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

3 各評議員の報酬は、定款第16条に定める金額の範囲内において別表3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員及び代表理事の報酬は、年額とし12ヶ月で除した額を、毎月定まった日に支払うものとする。また、常勤役員の賞与は、期末決算の業績を考慮して、決算日までに支払うものとする。

2 ・非常勤役員の報酬は、理事会出席等の都度支払うものとする。

・評議員選任・解任委員の報酬は、委員会出席等の都度支払うものとする。

3 評議員の報酬は、評議員会出席等の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(通勤手当)

第7条 非常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支払い、その計算方法は、社会福祉法人憲章会 給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表1（第4条関係） 常勤役員の報酬年額

- ・常勤役員報酬額は、年額 3,500 万円までの範囲内で理事長が決める。
- ・常勤役員期末決算賞与額（業績連動賞与額）は、年額 400 万円までの範囲内で理事長が決める。
- ・常勤役員退職慰労金の額は、常勤役員退職慰労金規程に基づき、「退任時の報酬月額×役員在任年数×最終役位係数×調整係数」の算式によって得た額とする。

別表2（第4条関係） 非常勤役員等の報酬

- ・理事及び監事 会議出席の都度 20,000 円（源泉所得税控除前）
- ・評議員選任・解任委員 会議出席の都度 20,000 円（源泉所得税控除前）

別表3（第4条関係） 評議員の報酬

- ・会議出席の都度 20,000 円（源泉所得税控除前）

附 則

（実施日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日に改正され、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。